議案第47号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例(平成14年さいたま市条例第28号)の一部を次 のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(課税額)

第3条

2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者 (前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民 健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に 係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。 以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険 者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額 が61万円を超える場合においては、基礎課税額 は、61万円とする。

3 • 4 「略]

(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)

第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保 | 第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保 険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分 の2.11を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等 割額)

課税被保険者1人について8,500円とする。

(介護納付金課税額に係る所得割額)

改正前

(課税額)

第3条 [略]

2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者 (前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民 健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に 係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。 以下同じ。)につき算定した所得割額及び被保険 者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額 が58万円を超える場合においては、基礎課税額 は、58万円とする。

3 • 4 「略]

(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)

険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分 の2.01を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等 割額)

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保 | 第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保 課税被保険者1人について7,900円とする。

(介護納付金課税額に係る所得割額)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課 | 第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課

税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.02</u>を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護 納付金課税被保険者1人について<u>9,700円</u>と する。

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 61万円を超える場合には、61万円)及び同条 第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該 各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額し て得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から 当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減 額して得た額が16万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に 国民健康保険税の納付義務が発生した場合には その発生した日。以下この項において同じ。) 現在においてその世帯に属する国民健康保険の 被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保 険法第6条第8号の規定により被保険者の資格 を喪失した者(世帯主を除く。)であって、当 該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の 世帯に属するものをいう。以下同じ。) につき 算定した法第314条の2第1項に規定する総 所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控 除額については、法第313条第3項、第4項 又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法 (昭和40年法律第33号)第57条第1項、 第3項又は第4項の規定の例によらないものと する。以下この号中山林所得金額の算定につい ても同様とする。次号及び第3号において同じ。) 及び山林所得金額の合算額が、法第314条 の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係 る納税義務者

ア [略]

- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者 均等割額 国保課税被保険者1人について <u>5,950円</u>
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>6</u> ,790円
- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてそ の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特 定同一世帯所属者につき算定した法第314条

税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.99を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 58万円を超える場合には、58万円)及び同条 第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該 各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額し て得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から 当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減 額して得た額が16万円を超える場合には、16 万円)の合算額とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に 国民健康保険税の納付義務が発生した場合には その発生した日。以下この項において同じ。) 現在においてその世帯に属する国民健康保険の 被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保 険法第6条第8号の規定により被保険者の資格 を喪失した者(世帯主を除く。)であって、当 該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の 世帯に属するものをいう。以下同じ。) につき 算定した法第314条の2第1項に規定する総 所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控 除額については、法第313条第3項、第4項 又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第57条第1項、 第3項又は第4項の規定の例によらないものと する。以下この号中山林所得金額の算定につい ても同様とする。次号及び第3号において同じ。) 及び山林所得金額の合算額が、法第314条 の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係 る納税義務者

ア [略]

- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者 均等割額 国保課税被保険者1人について 5,530円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>6</u> ,650円
- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条

の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア「略〕

- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者 均等割額 国保課税被保険者1人について 4,250円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>4</u> ,850円
- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に51万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア「略]

- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者 均等割額 国保課税被保険者1人について 1,700円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>1</u> ,940円

2 [略]

の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 「略]

- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者 均等割額 国保課税被保険者1人について 3,950円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>4</u> , 750円
- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に51万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア「略]

- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者 均等割額 国保課税被保険者1人について
 - 1,580円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>1</u> ,900円

2 [略]

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第3条第2項、第6条から第9条まで及び第21条第1項の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。